

第2次さいたま市 環境基本計画

第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)



【目次】

第1章 計画策定の背景.....	1
1 策定の主旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
第2章 地球温暖化を取り巻く動向.....	3
1 「気候変動」から「気候危機」へ.....	3
2 地球温暖化とは.....	4
3 気候変動の現状.....	5
4 国際的な動向.....	6
5 国内の動向.....	8
6 さいたま市の主な取組.....	16
第3章 気候変動の現状と将来予測.....	19
1 日本の温室効果ガスの現状.....	19
2 日本の気候変動の現状と将来予測.....	20
3 さいたま市の温室効果ガス排出量の現況.....	22
4 さいたま市の気候変動の現状及び将来予測.....	24
第4章 計画の方向性.....	29
1 策定における課題.....	29
2 計画の方針.....	30
3 本計画とSDGsの関係.....	32
第5章 本計画の目標.....	33
1 さいたま市が目指す将来像.....	33
2 温室効果ガス削減目標の考え方.....	34
3 温室効果ガス排出量の将来推計.....	36
4 削減量の推計.....	37
5 温室効果ガスの削減目標.....	39
6 温室効果ガス削減の将来目標.....	40
7 再生可能エネルギー等の導入目標.....	41
第6章 地球温暖化対策に係る施策・取組.....	43
1 各主体の役割 市民・事業者・行政.....	43
2 施策の体系.....	44
3 施策の展開.....	46
第7章 重点施策.....	77
1 重点施策の位置付け.....	77

2 重点施策.....	78
第8章 計画の推進・進行管理.....	86
1 推進体制.....	86
2 進行管理.....	89
資料編.....	91
1 旧計画「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の取組状況・温室効果ガス排出削減目標の達成状況.....	92
2 温室効果ガス排出量の推計方法とその見直し.....	100
3 目標の設定方法.....	104
4 さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における取組.....	107
5 改定の経緯.....	122
6 検討組織.....	123
7 用語解説.....	125

●コラム

タイトル	掲載ページ
カマキリ公園が洪水被害防止に貢献	21
家庭における省エネ行動で節約と温室効果ガスの削減を！	48
東部環境センターにおけるスマート水素ステーション活用の取組	51
都市間連携による取組の発展	76

【注】

1. 表及びグラフの数値は、四捨五入により合計値が一致しない場合があります。
2. 温室効果ガス排出量は、「万 t-CO₂」など、二酸化炭素（CO₂）に換算して表記しています。
3. エネルギー消費量は、「TJ」など、熱量に換算して表記しています。

第1章 計画策定の背景

1 策定の主旨

近年、地球温暖化による気候への影響がより顕著に現れています。世界各地で、気温の上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加等、様々な影響が現れており、人々の生活、自然環境、経済、社会にも重大な問題を引き起こしています。こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

気候変動はグローバルな課題であると同時に、私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあります。他方で地域社会が直面する課題は環境問題だけではなく、少子高齢化や人口減少、さらには新型コロナウイルスのようなパンデミック、新たな生活様式や働き方の大きな変化への対応などの課題も抱えています。これらの多様な課題を踏まえ、持続可能な地域社会を構築していくためには、環境、経済、社会を統合的に向上する社会へと変革していくことが不可欠です。

この「変革」とは、単なる制度や技術の導入だけではなく、人々と社会が本質的に変化することです。気候変動をはじめとした様々な課題に対する負担意識を持つのではなく、課題の解決に向け、多くの人々が本質的な関心を持ち、倫理、制度、経済の変化が進み、CO₂を出さないエネルギー等の科学技術が進歩することで、社会の変革が起こりえます。

このような現状を踏まえ、本市においても、気候変動に対する本質的な取組が求められています。市民や事業者が気候変動対策に関心を持ち、本市とともに、CO₂を出さないエネルギーシステムへの転換などの温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。また、気候変動による様々な影響に備え、回避・軽減を図る適応策に、これまで以上に注力して取り組む必要があります。

本市では、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成18（2006）年に策定し、その後、平成25（2013）年3月に計画を改定し、過去15年間にわたって地球温暖化対策の取組を進めてきました。

この間、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）にエネルギー、気候変動対策が掲げられるとともに、環境・経済・社会の3つの側面を調和する考え方が示されました。また、平成28（2016）年には、令和2（2020）年以降の気候変動対策の世界的な枠組みとしての「パリ協定」が発効し、世界共通の目標等が掲げられました。

これらの世界的な動向を受け、平成28（2016）年には、国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和12（2030）年度に向けた国の温室効果ガス排出削減目標が「平成25（2013）年度比で26%削減」と定められました。また、気候変動に起因する災害等の影響への備えの必要性が高まっていることから、平成30（2018）年には「気候変動適応法」が公布・施行されたほか、令和2（2020）年10月の菅内閣総理大臣所信表明演説では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルが宣言されました。

「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、こうした変化への対応を図り、これまでの計画の進捗状況と課題等を踏まえた新たな温室効果ガス排出量削減目標と、目標達成のための施策を定めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策に関する施策・取組の詳細を示すものです。

2 計画の位置付け

「さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条第3項に基づく計画です。この計画は、本市の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を定めるものです。

本計画では、本市を取り巻く社会経済状況の変化や気候変動を始めとする環境・経済・社会をめぐる広範な課題に対応するため、「さいたま市総合振興計画」との整合を図り、「さいたま市環境基本計画」と一体となり、関連する様々な環境分野における施策の方向性を与えるものとして改定を行い、これまでの取組の継続と発展を踏まえた上で、今後の更なる取組の強化を図ります。

また、計画の改定にあたっては、これまで本市が取り組んできた「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン」や新たに策定する気候変動適応法第12条に基づく「さいたま市気候変動適応計画」を内包し位置付けるとともに、市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置等の方向性についても示すことで、包括的かつ計画的・効率的に推進します。

なお、「さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、本計画を踏まえ、さいたま市役所が一事業者として率先して温室効果ガスの排出の抑制等を実行するための内容について抽出及び整理します。

本計画は「さいたま市環境基本計画」に掲げる5つの基本目標の一つ「地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する」の実現に向けた施策の部門別計画に該当するものです。

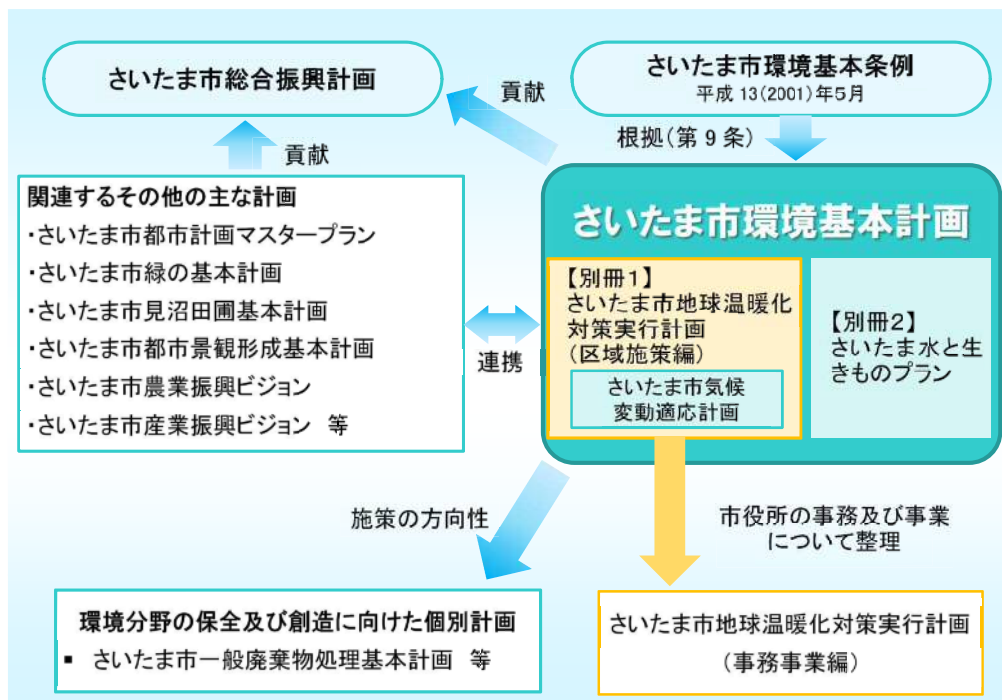


図1 計画の位置付け